平成２２年（フ）第１１４号
静岡県袋井市諸井946番地の１　マンション藤田106号室、前住所静岡県袋井市浅羽2434番地の６　雇用促進１―308
債務者　山下　佳子
１　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月４日午前11時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１０４２号
静岡市葵区岳美19番６号　利光ビル203号
債務者　広岡　隆一
１　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月31日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０４３号
静岡市葵区岳美19番６号　利光ビル203号
債務者　広岡　之子
１　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
５　免責審尋期日　平成22年５月31日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４７５３号
東京都足立区興野１―15―10―403、住民票上の住所東京都足立区本木北町２―23
債務者　西澤　亜矢
１　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６７号
静岡市葵区与一３丁目14番８号　エミールＢ102号
債務者　松本　雅夫
１　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４１号
東京都小平市津田町３丁目11番201号
債務者　高橋　明美
１　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月９日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３０７号
東京都日野市新町１丁目16番地の14
債務者　天野　　愛
１　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２０年（フ）第７３５号
岩手県遠野市早瀬町２丁目４番21号
破産者　有限会社おいかわ建築工房
１　決定年月日　平成22年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第２９０号
盛岡市上田１丁目７番１号
破産者　株式会社盛岡レンズセンター
１　決定年月日　平成22年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第２４１号
千葉県白井市根74番地押田健司方
破産者　押田　恭生
１　決定年月日　平成22年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第３０９号
千葉県印旛郡本埜村笠神340番地の２
破産者　丸岩建設株式会社
１　決定年月日　平成22年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２０年（フ）第１１９２３号
東京都千代田区神田錦町２丁目７番地
破産者　合同会社ヒポクラテス
１　決定年月日　平成22年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２０３４号
神奈川県三浦郡葉山町下山口504―37
破産者　石井　文彦
１　決定年月日　平成22年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９６７８号
福岡県春日市白水ヶ丘２丁目119番地
破産者　中野　義信
１　決定年月日　平成22年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３７２７号
札幌市清田区平岡２条１丁目５番19号
破産者　有限会社明和木工
１　決定年月日　平成22年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０号
北海道小樽市稲穂１丁目４番１号
破産者　株式会社小樽グランドホテル
１　決定年月日　平成22年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第４８号
北海道余市郡余市町大川町４丁目98番地
破産者　有限会社商工社久留宮印刷
１　決定年月日　平成22年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第７５１号
埼玉県日高市大字上鹿山287番地１
破産者　高麗農産株式会社
１　決定年月日　平成22年３月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部